

引越費用も
対象になります

船橋市高齢者 住み替え支援事業

市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善するため、市内の民間・UR賃貸住宅に住み替える場合に助成(上限15万円)を行い、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で住み続けられるように支援します。

立ち退き要求を
受けている...

将来の階段の昇り
降りが心配...

住み替え
支援します！



申請

助成

【仲介手数料・礼金・引越費用】



船橋市 建築部 住宅政策課
船橋市湊町2-10-25 市役所6階
TEL 047-436-2712

対象者要件



以下の要件の全てをみたしていること

住宅	<input type="checkbox"/>	市内の持家、民間※・UR賃貸住宅、給与住宅から市内の民間・UR賃貸住宅へ転居し、転居後の住所を住民基本台帳に登録すること
	<input type="checkbox"/>	立退き料を受領していないこと
	<input type="checkbox"/>	転居先が1階又はエレベーターのある民間・UR賃貸住宅であること
	<input type="checkbox"/>	転居先が耐震性能を有する民間・UR賃貸住宅であること
世帯	<input type="checkbox"/>	満65歳以上の者のみで構成される世帯であること
	<input type="checkbox"/>	市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録していること
	<input type="checkbox"/>	市税及び家賃等を滞納していないこと
	<input type="checkbox"/>	同一住戸に入居する世帯の収入が月額214,000円(公営住宅法施行令に定める収入基準により算出した額を適用)以下であること
	<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
	<input type="checkbox"/>	生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯でないこと
	<input type="checkbox"/>	本助成を過去に受けたことがないこと
<input type="checkbox"/>	船橋市親・子世帯近居同居支援事業に係る助成を受けていないこと	

※民間賃貸住宅とは自ら所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払い、自己の居住用として使用する住宅をいいます。

また、以下の住宅は対象外となります。

○市営住宅、県営住宅等

○申請を行う者及びその同居する者の2親等以内の親族が所有する住宅

助成金額

以下の費用の合算額(1000円未満を切り捨てとし、15万円を限度とします)

①仲介手数料(家賃の0.5か月分に消費税を加えた額が限度)

②礼金

③引越費用※(半額)

※引越業者1社に支払う1回分の費用で、運送費、荷造りや荷解き等のサービス費等。

利用の流れ



転居

• 制度の利用について転居前にご相談ください。

申請

★転居日から3か月以内に住宅政策課へ申請(下記必要書類の1~10)してください。※ 郵送での申請は受け付けておりません。

可否決定

• 申請後2~3週間程度で交付の可否について通知書を送付します。

請求

★通知後1か月以内に助成金の請求(下記必要書類の11)をしてください。

振込

• 請求後、約1か月で指定の口座に振り込みます。

必要書類



申請時	<input type="checkbox"/>	1 船橋市高齢者住み替え支援助成申請書(第1号様式)
	<input type="checkbox"/>	2 同一住居に居住する者全員の課税(非課税)証明書(直近1年分)
	<input type="checkbox"/>	3 同一住居に居住する者全員の市税納付確認書
	<input type="checkbox"/>	4 (転居前が賃貸住宅等の場合)転居前住宅証明書(第2号様式)
	<input type="checkbox"/>	5 (転居前が持家の場合)固定資産税納税通知書もしくは建物全部事項証明
	<input type="checkbox"/>	6 転居後住宅証明書(第3号様式)
	<input type="checkbox"/>	7 転居後の賃貸借契約書の写し※
	<input type="checkbox"/>	8 仲介手数料、礼金、引越費用の領収書の写し※
	<input type="checkbox"/>	9 同一住居に居住する者全員の住民票
	<input type="checkbox"/>	10 耐震性能等を確認できる書類(住み替え先が昭和56年6月1日以降に着工した建物の場合は不要)
請求時	<input type="checkbox"/>	11 船橋市高齢者住み替え支援助成金請求書(第5号様式)

※原本をお持ちください。

～Q&A～

Q: 住み替え先に何か条件がありますか？

- A: 市内の1階又はエレベーターがある民間・UR賃貸住宅であることのほか、耐震性能を有する建物であること等の要件があります。

Q: 耐震性能を有する建物とはどういう建物ですか？

- A: 昭和56年6月1日以降に着工した建物です。ただし、昭和56年5月31日以前に建設された建物(旧耐震基準)の場合でも耐震診断の結果、耐震性があると判断された建物を含みます。一般的に、木造住宅にあつては上部構造評点が1.0以上の建物をいい、その他の構造にあつては、IS値0.6以上の建物等が該当します。

Q: 戸建の民間賃貸住宅に引っ越す場合は対象になりますか？

- A: 平屋の民間賃貸住宅であれば対象です。

Q: 郵送での申請は可能ですか？

- A: 郵送での申請は受け付けておりません。お手数ですが、船橋市役所6階住宅政策課までご持参ください。

Q: 申請は本人以外でも可能ですか？

- A: 申請は本人のほか、同居する方でも可能です。

Q: 契約書と領収書は原本持参となっていますが、原本を提出するのですか？

- A: 原本はその場で確認し、お返しいたします。なお、写しを用意していただく必要はありません。

Q: 現在65歳未満の者と同居しています。65歳以上の者のみでこの制度を利用し住み替えることを考えていますが、可能ですか？

- A: 同一住居から転居する方全員が65歳以上であれば申請は可能です。なお、同一住居から転居する方に65歳未満が含まれる場合には申請できません。

Q: 住み替えを考えていますが、物件が見つかりません。住み替えの相談が出来る窓口はありますか。

- A: 高齢者等を対象に、賃貸住宅の情報提供等さまざまな支援を行う相談窓口「住まいのサポート船橋(☎437-0055)」があります。住まい探しでお困りの方はお気軽にお問い合わせください。